

平成28年度環境省行政事業レビュー外部有識者会合

議事概要

1. 日 時：平成28年4月26日（火）14:30～15:30
2. 場 所：中央合同庁舎第5号館24階 環境省省議室
3. 有識者：

環境省選定外部有識者

いながき たかし
稲垣 隆司（岐阜薬科大学学長）

おく まみ
奥 真美（首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授）

こばやし たつお
小林 辰男（公益社団法人日本経済研究センター研究本部主任研究員）

せき まさお
関 正雄（損害保険ジャパン日本興亜株式会社 CSR 部上席顧問）

にいみ いくふみ
新美 育文（明治大学法学部教授） <当日欠席>

内閣官房行政改革推進本部事務局選定外部有識者

いしだ はるみ
石田 晴美（文教大学経営学部准教授・公認会計士）

うえやま なおき
上山 直樹（弁護士（ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業））

デービッド・アトキンソン（株式会社小西美術工藝社代表取締役社長） <当日欠席>

4. 議事次第：

- （1）開会
- （2）外部有識者委員紹介
- （3）今年度の行政事業レビューの概要について
- （4）平成28年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業の選定について
- （5）その他
- （6）閉会

5. 議事概要

○公開プロセス対象候補事業として、以下の6事業を提示。

- ・バイオ燃料利用体制確立促進事業
- ・気候変動影響評価・適応推進事業
- ・将来国際枠組みづくり推進経費
- ・風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
- ・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業
- ・POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業

○公開プロセス対象候補事業の選定理由及び論点について、会計課長から説明。

○外部有識者からの主なコメント

- バイオ燃料利用体制確立促進事業
 - ・大変重要な事業。全国的に広げていくにはどのようなやり方がいいか、議論しなければならない。
 - ・一者応札の問題があり、金額も大きく、バイオ燃料の普及を続けることについてレビューした方が良い。
- 風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業
 - ・以前の公開プロセスを踏まえて事業が行われているか、議論したい。
 - ・アウトカムが必ずしも良好とはいえないのではないかと。その理由を探るためにもレビューすべき。
- ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業
 - ・IT化がこのまま進められるのか、やり方等についてレビューする必要がある。
 - ・電子マニフェストの利用率は思わしくない。本事業の執行についてきめ細かいレビューが求められる。
- 気候変動影響評価・適応推進事業
 - ・まだ適応計画を作成したばかりなので、レビューするには時期が早すぎるのではないかと。
- 将来国際枠組みづくり推進経費
 - ・日本として国際ルールの中で義務的にやらなければならない。
- POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業
 - ・日本として国際ルールの中で義務的にやらなければならない。
 - ・評価するというより、着々とやっていくことになる。

○とりまとめ

公開プロセス対象候補事業の選定過程について説明を求めるとご意見等があったため、後日、提示した6事業以外のレビュー対象事業についても、外部有識者に個別に説明し、どのような経緯で支出先が選ばれたかについて、その内容を他の有識者にも共有し、改めて選定をお願いした結果、「バイオ燃料利用体制確立促進事業」「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」及び「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」の3事業を公開プロセスの対象事業とした。（外部有識者の意見及び環境省からの説明の概要については、次ページを参照。）

行政事業レビュー実施要領 第2部-2-(3)-③に基づく掲載

<有識者からの御意見>

行政事業レビュー実施要領にもとづき、環境省が選定した事業に対して、以下の2事業の追加や変更の申出があったところ。

- ・PCB 廃棄物対策推進費補助金
- ・中小トラック運送業者における低炭素化推進事業

上記の申出に至った理由は、

- (1) 当初の選定会合において、選定候補事業に、上記2事業が含まれていないことについての十分な説明がなかったこと
- (2) 上記2事業の必要性、効率性から事業の見直しを検討すべきと考えること、さらに国家公務員出身の者が、予算の支出先に存在していること

<環境省からの説明>

(1) について

- ・PCB 廃棄物対策推進費補助金について

PCB の処理は、PCB の製造が中止された昭和 47 年以降、約 30 年間に渡り、民間主導による処理施設設置の動きが地域の理解を得られず施設が立地できなかったため、平成 13 年に施行された PCB 廃棄物特別措置法に基づき、国（環境省）が中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO、政府 100%出資会社）を活用し、全国 5 箇所に PCB 廃棄物処理施設を整備し、この 5 箇所の処理施設に関しては、早い地域で平成 30 年度末、遅い地域でも平成 35 年度末までに確実に処理を終える処理完了期限を設定するとともに、JESCO での処理完了後、速やかに PCB を除去し、処理施設のある土地を原状回復することなどを地元地域と環境大臣名で約束しており、処理完了期限については、延長は許されないものであること。しかしながら、現状では、処理期限内の処理完了は決して容易ではない状況にあることから、この期限を遵守するために、廃棄物の保管事業者への規制強化等の制度的措置を盛り込んだ PCB 廃棄物特別措置法の一部を改正する法律が本年 5 月に公布された。このような状況を踏まえた上で、PCB 廃棄物対策補助金は、上記の地元地域との約束及び PCB 廃棄物特別措置法により環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、

- ① PCB 廃棄物の処理完了後、処理施設の PCB 除去及び土地の原状回復を行うことを確実にするための JESCO に対する出資金
 - ② 処理完了期限内での処理を確実にするため、都道府県と協調して PCB 廃棄物処理基金への造成を行い、資力が脆弱な中小企業者等の処理費用負担の軽減に充てる
- などの事業を行うものであり、義務的な性格の強い経費であるため、今回の公開プロセスにおける議論の対象としては優先度は低いと考えていること。

- ・中小トラック運送業者における低炭素化推進事業

平成 26 年度に公開プロセスを実施した「特殊自動車における低炭素化促進事業」と同じく自動車関連の事業で、ディーゼルトラックを使用し続ける中小トラック運送業者に対して、長期間使用されている経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進する事業。

上記の公開プロセスにおいて、事業の効果の把握の仕組み等について改善を図るべきとの指摘を踏まえ、補助事業者より、補助事業を実施した年度内及びその後の 1 年間について月毎の燃料使用量と走行量の報告を受け、また代替対象となる経年車についての燃費データも交付申請時に併せて提出させることにより、本事業による車両代替による燃費改善率、及び CO2 削減量を車両毎に把握できるようにして、具体的に改善を図りながら事業を実施しているため、今回の公開プロセスにおける議論の対象としては優先度が低いと考えていること。

- ・選定過程について

4 月 26 日開催の選定会合において、2 事業（「バイオ燃料利用体制確立促進事業」及び「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」）については一様の合意形成が得られたが、残りの 1 事業について、公開プロセス対象候補事業の選定過程について説明を求める御意見があったため、会合後順次、御意見に対する回答を有識者に個別に説明。

その際、予算額の大きい事業（御依頼のあった上記 2 事業を含む。）の選定対象の追加について、補足説明の依頼と当該事業も選定候補として、選定に係る検討が可能となるようにすべきとの御意見を踏まえ、新たに選定シートに予算額の大きい事業を選定可能とする意見照会欄を加えた調査票により、御依頼のあった事業の補足説明とあわせて有識者へ改めて選定を依頼。

この再選定の過程において、委員が一堂に会する選定協議の場を設けるよう、さらなる御意見があったため、全委員の日程の調整をしたところ、過半数の委員が出席できる日時が確保できなかった。

このため、選定会合の開催に代えて、上記 2 事業を選定候補に加えた調査票を送付し、選定候補に対する考え方の御意見をいただき、集まった御意見を全ての有識者に共有し、その上で最終的な事業の選定を、調査票を送付する形で依頼。

最終的に、各有識者の選定結果を集約したところ、「バイオ燃料利用体制確立促進事業」「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」及び「IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業」の 3 事業を公開プロセスの対象事業とした。

(2) について

- ・PCB 廃棄物対策推進費補助金

委員の申し出に対し、JESCO への出資金については、平成 31 年から PCB 処理事業所の PCB 除去・原状回復が本格化するところ、国が 100%補助金で整備してきた PCB 処理施設部分に係る PCB 除去及び土地の原状回復に現時点において高額のコストがかかると見込んでおり、これに引き当てるための費用を現在から出資するものであること。また、PCB 廃棄物処理基金への造成については、中小企業者等が保管する高濃度 PCB 廃棄物の量及びこれに必要な処理費用を予め試算し、これを都道府県と 1 : 1 で平成 30 年度に造成完了するものであること。このように所要総額に応じ適切に必要な額を拠出しており、これを見直すことは難しいと考えております。また、JESCO への出資金は平成 26 年度から予算措置さ

れており、JESCO の代表取締役が現体制になる前から行われていること。

- ・ 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業

本事業は間接補助方式の事業であり、その補助金の交付作業を行う事業実施団体は、毎年度公募を行い、専門知識を持つ外部の委員を含めた評価委員会において審査し、決定していること。